

## 第2回 地方公共団体の種類

### I. 地方公共団体の意義

#### 1. 地方自治法上の地方公共団体

普通地方公共団体⇒都道府県、市町村

特別地方公共団体⇒特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団

\*市町村合併特例法に基づく合併特例区

#### 2. 憲法上の地方公共団体

##### (1)憲法の条文の要請

議会の設置+長、議員等の直接選挙

##### (2)最高裁大法廷判決（昭和38年3月27日）

「社会的基盤」の存在を要件として要求

##### (3)特別地方公共団体について

###### (a)特別区

前記最高裁判決 「特別区は、東京都という市の性格をも併有した地方公共団体の一部を形成」するにすぎず、「未だ市町村のごとき完全な自治体としての地位を有しない」。

↓

1974年自治法改正 ⇒ 区長公選制 特別区の権限の拡大

1998年自治法改正 ⇒ 特別区は「基礎的な地方公共団体」（281条の2第2項）

\*理論的には未解決

###### (b)その他の特別地方公共団体

普通地方公共団体の存在を前提にして形成される特別の団体。憲法上の自治権を享有しない。

#### 3. 道州制論

関西経済連合会の研究と提言など

2004年自治法改正 ⇒ 申請による都道府県合併（6条の2）

道州制特区

### II. 各地方公共団体の検討

#### 1. 市町村

##### (1)市←8条要件

##### (2)町村←都道府県条例で定める「町となるべき要件」

##### (3)市と町村の差異 ※ 町村総会（94条）、全部事務組合、役場事務組合

#### (4) 市制度の特例

##### (a) 指定都市

特別市制度の瓦解→1956年改正で5大市を想定した指定都市制度  
法定要件としての50万人以上、標準100万、現在の目安85万  
指定は申出を前提としない。

特例 の内容

- ①事務配分 ②監督（大臣の許認可不要） ③組織（行政区）

##### (b) 中核市

1994年自治法改正で導入。地域拠点都市。  
人口30万人以上、50万人未満のときは面積100平方キロ以上  
保健所の設置と衛生関係の事務など  
知事命令に代えて大臣命令

##### (c) 特例市

1999年地方分権一括法により導入  
人口20万人以上  
都市計画法の開発許可など  
知事命令に代えて大臣命令

##### (d) 市町村合併

明治の大合併、昭和の大合併  
1965年合併特例法 ⇒ ①議員定数特例、②職員の身分取扱いへの配慮、③地方税の不均一課税可、④地方債の特例

平成の大合併

1999年地方分権一括法による合併特例法改正  
2005年4月新合併特例法  
\*財政能力の拡充 ⇔ 住民近接性

##### (e) 地域自治区と合併特例区

地域自治区・・・住民近接性低下対策。地域協議会の設置  
合併特例区・・・過渡的な事務処理のための特別地方公共団体。5年以下の期間。  
合併特例区協議会を設置。

2. 都道府県 都 → 消防法の特例 道 → 警察法の特例

3. 都道府県と市町村の関係

##### (1) 両者の性質

市町村=基礎的自治体（2条3項）  
都道府県=広域自治体（2条5項）

①広域事務、②連絡調整事務、③補完事務 \*統一事務は除外

(2) 統制条例の廃止

市町村の事務処理における都道府県条例への適合性を要求

(3) 特例条例

機関委任方式の廃止に代わる仕組み

都道府県知事の権限に属する事務 → 協議 → 都道府県条例制定 → 市町村が処理

(4) 事務の委託

#### 4. 特別地方公共団体

(1) 特別区（281条以下）

制度の変遷。基礎的自治体化。

特別区財政調整交付金制度

(2) 地方公共団体の組合（284条）

(a) 一部事務組合

一部の事務を共同処理。市町村と特別区については複合的一部事務組合も可。

都道府県が加入すれば総務大臣の許可、市町村だけなら都道府県知事の許可。

(b) 全部事務組合

町村のみ。都道府県知事の許可。

(c) 役場事務組合

役場事務の共同処理。

(d) 広域連合

1994年自治法改正で導入された共同事務処理の方式。県域を越える広域行政。国や都道府県からの事務委譲の受皿。

広域連合の議会の議員は公選または関係議会によって選出。広域連合の長も公選か関係地方公共団体の長の投票で選出。

(e) 広域行政実施のためのその他の制度（特別地方公共団体ではない）

①地方行政連絡会議、②事務委託、③普通地方公共団体の協議会、④機関等の共同設置

\*広域行政圏

(3) 財産区

(a) 財産区（294条以下）

市町村または特別区の一部で、財産または公の施設の管理、処分のみを目的とする。

伝統的な共同体の慣行を尊重しつつ市町村合併を促進するための手段。

(b) 地縁による団体（260条の2）（特別地方公共団体ではない）

不動産の登記を団体（自治体、町内会等）名義で行えるようにするための法人格付与。

(4) 地方開発事業団

(5) 合併特例区